

平成 年 月 日

保護者様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」となりました。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は学校を休んでも欠席日数にはなりません。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありませんので、再登校するにあたって改めて「治癒したかどうか」医師の診察を受ける必要はありません。

長野県諏訪養護学校長 中原 直樹

治癒報告書

長野県諏訪養護学校長 様

部 年 組 児童・生徒氏名

上記の者の下記疾患は、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過しました。治癒しており他に感染のおそれのないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ
発症日（37度以上の発熱のあった日）	平成 年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関に受診した日	平成 年 月 日
解熱した日（平熱にさがった日）	平成 年 月 日

平成 年 月 日

保護者氏名 印